ニ　その株主から当該者に対して権利を設定し、又は移転した農用地の面積
ホ　農地法第二条第三項第二号ニに掲げる者がその株主となつている場合には、当該株主が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地のうち、当該農地中間管理機構が当該者に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農用地の面積
ヘ　その株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事状況
ト　農地法第二条第三項第二号ヘに掲げる者がその株主となつている場合には、当該株主が法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者に委託している農作業の内容
チ　承認会社がその株主となつている場合には、当該株主の株主の氏名又は名称及びその有する議決権
リ　その取締役の氏名及び住所並びに法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事状況
ヌ　その取締役又は使用人（農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第七条に規定する使用人をいう。以下このヌ及び第四号ホ⑸において同じ。）のうち、法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びに当該者の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、当該者の行う農業及び農作業。第四号ホ⑸において同じ。）への従事状況
三　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号に掲げる事項が農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、イに限る。）
イ　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要
ロ　転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
四　当該農業経営発展計画に法第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項（同号イに掲げる事項が農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るもの以外にあつては、ホ⑵から⑸までに限る。）
イ　農用地についての権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
ロ　同号に掲げる事項に係る農用地の所有者の氏名又は名称
ハ　同号に掲げる事項に係る農用地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
ニ　農用地について権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
ホ　法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者についての次に掲げる事項
⑴　その者の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況その他考慮すべき事項
⑵　権利の取得後における事業計画
⑶　権利の取得後におけるその株主の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画
⑷　権利の取得後におけるその取締役の法第十六条の二第一項の認定を受けようとする者の行う農業への従事計画